

新たな産業用地の創出に向けた取組実施事業者選定 募集要項

1 業務の名称

新たな産業用地の創出に向けた取組業務

2 業務内容

久我の工業専用地域における，新たな産業用地の創出に向けた取組の実施。

※詳細は仕様書を御参照ください。

3 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に，京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し，かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 代表者が成年被後見人，被保佐人又は破産者でないこと。

4 契約条件

- (1) 契約形態 委託契約とする。
- (2) 契約金額の上限 ￥3,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- (3) 契約期間 契約の日から平成31年3月22日(金)までとする。
- (4) 成果物納品場所 京都市産業観光局新産業振興室 企業立地推進担当
- (5) 委託費の支払条件
支払い方法は，業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。
- (6) その他
 - ア 企画提案の内容に基づく見積額は，物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約時に増額することは認めない。また，提案内容等を勘案して決定するため，委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
 - イ 受託候補者となった者は，その地位・権利の譲渡ができないものとし，契約締結後，当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし，一部の履行を第三者に委託する必要があるときは，予め本市の承認を得ることとする。

5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「新たな産業用地の創出に向けた取組」業務委託プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地

京都市産業観光局新産業振興室（担当者：三浦，池田）

電話 075-222-4239

FAX 075-222-3331

(2) 提出について

ア 提出期限 平成30年3月29日（水）正午までとする。

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法

上記(1)に記載する担当部局・担当者まで、事前に電話のうえ持参又は郵送（アの提出期限内必着で書留郵便に限る。また、必ず到達確認を行うこと。）で提出すること。

なお、持参による受付を行う時間は、京都市の休日を定める条例に規定する休日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成30年3月20日（火）午後5時までとする。

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 質問方法

質問票（任意様式）に基づき、下記のアドレス宛に送付すること。

メールアドレス：sanshin@city.kyoto.lg.jp

エ 回答

すべての質問及び回答については、平成30年3月22日（木）午後5時までに、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて公開することとする。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0-0.html>

(4) 注意事項

ア 本件に係る平成30年度予算が成立しないときは、契約しないものとする。この場合において、本件のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。また、本市が契約を締結しなかったために生じた損害の賠償についても、本市に請求することはできない。

イ 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(ア) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

エ その他

(ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(オ) すべての提出書類は、返却しない。

6 提出書類

(1) 参加表明書1部(様式1)、法人登記簿謄本1部、直近の決算書1部、会社案内パンフレット1部

(2) 企画提案書(任意様式)10部(正本1部、副本9部(社名等を伏せたもの))
企画提案書は、「新たな産業用地の創出に向けた取組」に係る企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。内容に関しては、仕様書を十分理解したうえで、7(2)審査基準を参考に作成するものとする。特に、仕様書2の業務内容に掲げる業務を含むものとし、取組の具体的な内容、実施手法、進め方、実施時期等について提案すること。様式は、A4横書き5枚程度(図表等についてA3を用いることは可能、ただし、A4版に折り畳むものとする)にまとめるものとし、10部ともクリップ等で仮留めして提出すること。

(3) 実施体制図：10部(任意様式)

- (4) 産業用地に係る調査業務の実績、本業務の従事を予定している統括責任者及び担当者の実績（当該業務と同種又は類似の業務について、当該業務のプロポーザルの公告の日前5年以内に業務を完了したものに限り。）10部（様式2）
- (5) 見積書（任意様式）10部（正本1部、副本9部（社名等を伏せたもの））
提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、審査を行い選定する。選考は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお、必要に応じて企画提案書提出事業者には、企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には、企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審査基準

評価項目は、評価基準表のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、企画の水準、実効性、事業実現可能性、取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定するものとする。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

平成30年3月16日（金）	公募開始
3月20日（火）	質問提出期限（午後5時まで）
3月23日（金）	質問に対する回答
3月29日（木）	各種必要書類の提出期限（正午まで）
3月29日（木）以降、	企画提案の審査、委託先の選定
4月2日（月）	契約締結

9 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。